

新潟薬科大学大学院「研究指導計画書」に関する申合せ

新潟薬科大学大学院学則第31条第1項に基づき、新潟薬科大学大学院の学生に対して、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するため、「研究指導計画書（以下「計画書」という。）」を作成する。

- 1 計画書の様式は、別紙のとおりとする。
- 2 計画書は、指導する学生ごとに原則として各年度の4月末までに作成する。
- 3 指導教員は、次の手順で計画書を作成する。
 - (1) 学生と研究計画について十分な打合せ等を行い、指導計画を作成する。
 - (2) 作成した計画書を学生に明示し、双方の確認のもと、指導教員は確認印を押す。
 - (3) 学生に写しを1部渡すとともに原本を、研究科長に提出する。
- 4 指導教員は、必要に応じて研究指導計画書の見直しを行い、実効性の高いものに改める努力を行う。